

会 議 録

平成30年度第3回藤沢市子ども・子育て会議

開催日時 2018年(平成30年)11月19日(月)10:00~12:15
開催場所 本庁舎3階 会議室3-3、4
出席者 委員20名(うち、職員7名)
増田委員長、竹村副委員長、東委員、梶ヶ谷委員、梶居委員、神尾委員、
小林(美)委員、佐藤委員、長谷川委員、石川委員、都丸委員、原田委員、
渡辺委員、村井委員、福岡委員、田渕委員、金子委員、岩田委員、
阿部委員、加藤委員
事務局23名
子育て企画課(亀井主幹・吉原主幹・土居補佐・白川補佐・宇野補佐・高
田補佐・重田上級主査・三浦主査・望月・和田)、子ども家庭課(加藤主幹・
大庭補佐・杉田補佐)、保育課(中川主幹・森井主幹・鳥羽補佐・曾我部)、
子育て給付課(大岡補佐・作井補佐)、子ども健康課(中村補佐・清水補佐)、
青少年課(小野補佐・高瀬補佐)

欠席者 委員5名

傍聴者 なし

内 容

1 開会

2 議題

- (1) 利用定員の減少について
- (2) 子どもと子育て家庭の生活実態調査について
- (3) 第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画について

3 その他

- (1) 保育士確保に向けた取組について
- (2) 病児保育の検討状況について
- (3) 条例改正について
- (4) その他

4 閉会

1 開会

(事務局)

- ・出席状況の確認(委員25名中、20名の出席)
- ・資料の確認(次第、資料1~8、前回全体会の会議録、前回部会の会議録)
- ・資料2については、未確定要素を含むため、会議終了後回収する。分析に関する意見を頂戴したいこともあり、同資料については内容を精査した上で12月に委員に対し郵送配

布する。

- ・速記者による会議録作成のため、発言の際はマイクの使用をお願い。
- ・子どもと子育て家庭の生活実態調査の受託事業者である株式会社浜銀総合研究所の野口副主任研究員と石川研究員の同席あり。
- ・会議は公開（藤沢市情報公開条例第30条）とし、会議資料は閲覧（藤沢市審議会等の会議の公開に関する要領第6条）とすることを確認。傍聴者なし。

2 議題

（1）利用定員の減少について

（事務局）

・子ども・子育て支援法第32条第3項の規定及び今年の4月から運用を開始した藤沢市利用定員の設定における運用基準に基づき、特定教育・保育施設に係る利用定員の減少について、神奈川県と協議を行った結果を報告するものです。

・協議の概要については、まず利用定員を減少する理由として、新たに開所した認可保育所においては、開所から1～2年間は特に2号認定となり、3歳以上の定員が充足されない実態が多いため、入所児童数と認可定員数に20名以上の乖離が生じています。このため、同年度においては、減少した利用定員を上回らない見込みであること、また、翌年度以降においても入所実績に合わせ利用定員を設定するものと認められるため、平成30年度における利用定員を減少するものです。

・今回は、今年6月1日に開園した第2湘南まるめろ保育園で、認可定員が60名、利用定員も60名でスタートしたが、届け出時の直近の利用児童数は、8月1日現在の数字で、合計31人と、認可定員数との20名以上の乖離が生じました。そのため、本市の運用基準に基づき、変更後の利用定員としてマイナス10の50人と算出しました。この内容について、神奈川県に事前協議の申し入れをしたところ、県から異議なしとの回答がありました。そのため、9月1日に利用定員の変更を決定しました。

・今年6月27日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というものが公布されました。その後の3カ月後に当たる9月27日の施行日から、県知事への協議の手続について定めている子ども・子育て支援法施行規則第30条及び第32条中にある「協議」、事前に都道府県知事に協議をしなければいけなかったものが、事後の届け出でよいということに変更されましたのであわせて報告します。

《質疑応答》

（桝居委員）

・「利用定員を減少する理由」に「4・5歳の定員が充足されない実態が多く」とここに書いてありますが、第2湘南まるめろ保育園さんは、そもそも3歳までの利用定員です。利用定員の考え方について、3歳以上は幼稚園の選択肢もあることから、4・5歳は埋まらないだろう、1・2歳からの持ち上がりでいこうという当初の想定だと思いますが、

そもそも、この保育園は4・5歳の定員設定がありません。6月に開設して、9月にはもう定員の変更をしてしまうというところが、見ていてちょっと…と思います。つまり、この保育園は0歳が6名、1歳が15名、2歳17名、3歳22名という定員が設定されています。要するに、小規模保育所から出た2歳の行くところがないので、その受け皿を確保しようと思っていたが、結局は2歳の小規模保育所からまた3歳のところへ行き、3歳でまた変更を余儀なくされる施設なので、利用される方からすると魅力がない。多分そういう理由も多いと思います。自分の近くにもそういうところがあって、そこは来年度から5歳までの定員のところ、いわゆる年長までの普通の認可保育園に変わりましたが、3歳までの定員のところをつくること自体に無理があったのではないかと私は思います。

(事務局)

・今、柘居委員から補足をいただいた部分についてはまさにそのとおりで、説明が不十分だったことをお詫び申し上げます。定員が埋まらなかった理由については、一因として柘居委員のおっしゃることもあるのかなというふうには思っています。ただ、もう1つ我々が大きな理由として考えているのは、やはり6月の開所だということで、保育ニーズとしては、4月入所のニーズが一番多い状況です。そのようなことも要因の1つであるのではないかと考えています。3歳までの定員の部分でニーズが低いのではないかとのご指摘もいただきました。この間、藤沢市の待機児童の状況について、この場でも何度か報告していますが、藤沢市の待機児童の特徴としては、やはり1・2歳の待機児童が非常に多い状況です。あわせて、先ほど柘居委員からもご指摘をいただきました小規模保育事業所を整備していますが、そこを卒園後の3歳児の受け皿も足りないというような理由もありまして、今年4月開所の分園につきましては、3歳までの分園を設置したいということで事業者に公募、設置しました。このような経過等、考えがあつての開所というところを、あわせてご承知おきいただければと思います。

(柘居委員)

・市の定員の推移を見ると、11月にもう2歳が10人いるのです。0歳、1歳、そのまま持ち上がると、多分来年度は20人の誤差は出ないだろう。そのまま3歳のところになるだろう。そうすると、また4月に定員が変わるのか。そのとき、またここで話し合いをするのか。

(事務局)

・あくまでも当初の趣旨としては、この概要の中に書いているとおり、開園当初の高年齢児である3・4・5歳がなかなか埋まらない実情を踏まえての運用で、柘居委員ご指摘のとおり、今後、入所が増えて定員を満たせば、それに合った形での入所定員の変更という手続をし、またこのような形で報告したいと考えています。

(柘居委員)

・では、参考までに聞かせてください。アスクくげぬま北保育園さんは今、4歳が18名定員で4名、5歳が18名定員でゼロというのが11月の名簿に出っていますが、ここは定員変更しなくていいのか。

(事務局)

・そちらも定員に合わせて手順をします。まだ法人とのやりとりが整っていない状況ですので、こちらを整いましたら、この場でまた報告したいと思います。

(都丸委員)

・新しく開所する施設は、そもそも当初言っているだけのお子さんをお預かりするに値する規模の施設ができているということですよ。それで定員が埋まっていなくて20名以上の乖離がある分ということで定員の変更をするということです。施設的にはせっかく受け入れ態勢ができているものをそういうふうに変更する。変更を必要とする意味というのは、経済的なことは余り詳しくはないのですが、要は補助金の問題ということで理解してよろしいのでしょうか。

(事務局)

・今ご指摘をいただいたとおり、利用定員の変更をする意味というのは、保育所に支払われる公定価格の単価設定をする際に、利用定員という数字を使用します。この利用定員は、100名定員の保育所の単価よりも、例えば70名の保育所の単価のほうが、1人当たりの値段については若干上がるというような表のつくりとなっています。当然、保育所経営的な視点で見ても、70名定員でつくった施設なのに、保育ニーズの観点から、3・4・5歳がなかなか埋まっていけないという実情があります。そうすると、当然、経営的収入が少なくなりますので、そこを支援するという意味合いもあり、国の制度を使ってということなのですが、利用定員を変更させていただいているところです。

(原田委員)

・今の説明の中に、時々、増減をするとすると、今、前半に言われている保育士の確保や、その辺の労働条件との兼ね合いは、課題としてどのように捉えているのか。

(事務局)

・直接的な話にはならないかもしれないが、当初予定していた定員が入らないときに見込んでいた収入に対して、利用する定員が少ないと、当然それだけ収入が落ちます。そういう状況にも耐え得るように、利用定員の減少の手続きをし、若干なりとも公定価格としての収入を上げていくというような仕組みなので、ご指摘があったように、保育士確保の要素も若干はあるかと考えています。経営の安定という意味合いというふうには考えているところです。

(都丸委員)

・新園を開所するに当たって、私たちもしてきた仕事の内容の中に、120なら120の定員に何名の保育士が必要ということが出てきますので、それに向けて募集の活動をしてきました。開所していきなり変えるということはないと思いますが、現実、120名のお子さんに対する保育士を確保しました。定員が変わりました。では、余剰の保育士ができました。そういった心配というのはいませんか。

(事務局)

・先ほど原田委員のご質問に答えたときに、そういう要素も、今、都丸委員がおっしゃっ

たように、120の定員で保育士さんも確保していて、開所して、実際にはそれよりも少ない利用数しかなかった。そうすると、保育士さんの人手が余ると言ったら変ですけど、すごく極端なことを言えば、必要ないから解雇ということもあり得るのではないのかというご指摘とはちょっと違いますか。

(都丸委員)

・そんなことはできないので、そういった問題が発生したときにはどうお考えなのかなということですよ。

(事務局)

・そういうときにも当然人の確保はしていかないといけないわけです。ただ、想定収入よりは下がってしまいますので、そこでそういうようなことが起こらないように、実際の定員が少ないのであれば、それに応じて単価を上げて、経営的に安定することで、保育士さんの確保をし続ける経営体質、経営体制を維持するための制度だと理解しています。それだけではないと思いますが、そういう要素もあった上での利用定員の制度ではないかと考えているところです。

(事務局)

・先ほどからお話しさせていただいていますように、一般的に保育所の運営に関しましては、子ども1人に対して幾らかかるかというような公定価格で計算されたものが運営費として入ってきます。ただ、3歳児、4歳児、全くゼロの場合は別ですけども、1人でも2人でもお子さんがいれば、確実にそこは担当が1人つかなければいけません。そこについては公定価格の部分を補う形で、人の配置があれば、そこは市のほうの単独助成として人件費補助がありますので、人の配置がされていれば、施設側のほうが人件費に苦慮することはないような制度設計となっています。その部分を市が補填しているというような意味合いで運営しています。

(増田委員長)

・先ほど補足説明で、県への手続が協議から届け出に変更された。つまり、これはこうした定員の変化の手続がかなりあり、その状況、状況の中で迅速にといいますか、状況に合わせての対応ができるということの変更でしょうか。

(事務局)

・ただいま委員長がおっしゃられたように、これまで県の協議が約2カ月から3カ月ほどかかっていたものが、事後の届け出に変わりましたことによって、迅速に利用定員の変更を設定することができるようになりました。

(増田委員長)

・定員減のことは、先ほど都丸委員からもありましたように、人材の確保と雇用された人の権利もありますし、そういった観点から、かなり定員減にすることによって、いろいろな状況が生まれ、それを梶居委員もお考えになってのご発言が最初にあったのではないかと思います。今回、ここに出ました件につきましては、まず定員を変えることをお認めいただけるかどうかを、この会議としては決定しなければなりません。その上で、今後、無

償化等の問題もありまして、いろいろな激変する状況も考えられると思いますので、そういった状況をどんなふうに予測しながら、市としてどう対応しようとしているのか、この案件に関連しながら、このような課題が今後あるのではないかと思います。まずは今日の会議としては、この定員変更についてお認めいただけるかどうかをお諮りしたいと思えます。この件についてお認めいただけるという方は挙手をしていただいでよろしいでしょうか。〔賛成者挙手〕

（２）子どもと子育て家庭の生活実態調査について

（事務局）

・資料２の２ページ、５歳児保護者、小学校５年生の児童・保護者、中学校２年生の生徒・保護者を対象に、５歳児に関しては郵送で発送、郵送で回収とし、９月２１日に郵便局に持ち込んでいますので、一応この日で実施期間としています。小学校５年生、中学校２年生については、学校を通じて配布ということで、９月２５日に持ち込んでおり、２８日までに配ってくださいとお願ひしていますので、実際にはもう少し早い期間から始まっているかもしれません。一応１０月１５日までということで返信をお願ひしていて、次のページ、特に中学生の回収率が伸び悩んでいましたので、実際には１０月３１日まで回答の日付を延ばしています。

・３ページ、回収数、回収率等々を記載しています。表の「速報版の回収状況」ですが、今回、速報版で説明しますが、１０月２２日までに回収した分を集計したものです。回収数、回収率ともに、全体にはその下の「分析対象の回収状況」という数値を使ってやっていきますので、今回説明する内容については、数も変わりますし、割合も若干変わっていくことになるかと思えます。これから説明するものは、あくまでも２２日までの回収数、回収の状況でやっているということと、この内容についても全体の抜粋です。抜粋としては単純集計しか現時点でできていませんので、今回は単純集計で何となく傾向がわかるものを抜粋して報告する形になります。

・４ページの２．１「子育て家庭の生活の状況」です。今後は、実際にお答えていただいた所得等をもとに、いろいろクロス分析をしていくような形にはなるかと思えますが、今回は「現在の暮らしの状況をどのように感じていますか」ということで、各保護者の方に聞いた状況を載せています。「普通」という方が５割ほどになっていますが、「やや苦しい」、「大変苦しい」と回答された方も３０％弱、中学生になると３０％強になっています。

・５ページの（２）「生活の逼迫に関する状況」です。その中で食料と衣料をピックアップして、買えなかったことがあったかという設問です。大体３％、４％の方が、お金が足りなくて買えなかったことがあるというふうにそれぞれお答えてをされています。

・６ページの（３）「子どもの体験・所有物の状況」です。美術館とか、海水浴とか、キャンプとか、そういったことを１年間で体験していますかということをお聞ひしています。年齢が高くなるにつれて、「時間の制約で」やったことがないという回答の割合が高くなっていきます。「金銭的な理由で」やったことがないというのが、小さいお子さんのほうが多くな

っています。

・ 9ページの2. 2「世帯の状況」です。婚姻の状況をお聞きして、婚姻してない状況というのは恐らくひとり親だろうということでお聞きしています。5歳児が6%弱、小学校5年生が7%強、中学生が9%弱という形になっています。ほかの国勢調査等々の結果を見ても大体これくらいかなという状況で、婚姻の状況がひとり親の方もそれなりに答えていただいているのかなと推測しています。

・ 10ページは「保護者の状況」です。お父さんとお母さんの就業の状況についてお聞きしています。お父さんについては80%以上の方が正職員でお勤めということです。11ページの「平日の日中以外の勤務がありますか」という回答は、早朝とか、夜勤とか、深夜勤務とか、土日出勤もそれなりに数がいらっしゃいますので、1割、2割の方が子どもとかかわる時間がとれてないのではないかと推測されます。お母さんの就業状況についてです。お母さんは、パートやアルバイトなど、非正規のお勤めが、お父さんと比べて多く、正職員の方が少なくなっています。早朝、夜勤、深夜勤務、日曜、祝日、土曜日出勤というのもそれなりに数がいらっしゃいますので、早朝、夜勤等々で働いていらっしゃる方については、子どもとかかわる時間が十分とれていない可能性があるかと推測されます。保護者の心身の状況ですとか困難な状況もお聞きしています。それぞれ厳しい状況に置かれている方は一定数いらっしゃると思いますが、支えてくれる存在を大多数の方はお持ちですけれども、平均して5%強の方が、親身になって聞いてくれる人がいないというような回答をされていますので、孤立している方もいらっしゃる状況が見受けられます。

・ 16ページは「子どもの状況」です。保護者の方と子ども本人にそれぞれ聞いています。今回は保護者の方に聞いたものを載せています。②「医療機関の受診状況」ということでは、医療機関に受診させたほうがいいと思ったが、実際にはさせなかったという割合が2割程度です。経済的な理由かどうかというのはまた次の設問になっていきますが、2割程度の方はそういうことがあったというお答えをいただいています。

・ 18ページは「子どもの生活の状況」ということで、まず食事の状況をお聞きしています。5歳児は保護者ですが、小中学生については子どもに聞いている状況で、朝御飯を食べてない割合が小学生で1.8%、中学生で3.1%となっています。夕飯を誰と食べるかという中で、「ひとりで食べる」と回答した割合が、小学生は3.6%、中学生は18.1%となっていますので、年齢が上がれば上がるほど孤食が増えていくという状況が見られます。

・ 19ページは「放課後の過ごし方」です。小学生では、友達の家で過ごす割合等が割と高くなっていますが、児童館、児童クラブ、スポーツクラブ、図書館で過ごすというお子さんもいらっしゃいます。「ひとりでいる」と答えた割合は小学校5年生が4.5%、中学生が4.7%です。あと、「平日の放課後にほっとできる場所がない」と回答した小学生が2.2%、中学生が3.4%となっています。

・ 21ページは「子どもの所有物に関する意識」です。欲しいけど持っていないものとしては、小学生は「けいたい電話・スマートフォン」が一番多いのですけれども、中学生に

なると、「インターネットにつながるパソコン」、次いで「おこづかい」、「けいたい電話・スマートフォン」となっています。

・24ページは「子どもの学習・学校生活の状況」ということで幾つか質問しています。「学校の授業がわからないことがありますか」ということをお聞きした後に、「いつごろから授業がわからなくなりましたか」ということを子どもに聞いています。小学校5年生、中学2年生ともそうですが、1～2年生からわからなくなっているという回答がちょっといるということです。学校に行って授業中はずっと座っているだけの状況になってしまっているのかなというところが見受けられます。

・26ページは「学校生活に関する困りごと」ということで、小学生については一番多いのが、もちろん「特に困っていることはない」という回答ですけれども、進路のことが不安とか、相談できないとか、友達との関係がうまくいってないということになっています。中学生では、将来のことが断トツになっています。あと、勉強がよくわからないとか、友達との関係とか、相談ができないというところでは。

・29ページは「自己肯定感等の意識に関する状況」で幾つか設問を出しています。「自分のことが好き」という質問に対して、「あまり思わない」、「思わない」と回答した小学生が39.8%、中学生が48.4%。半分弱の子どもが自分のことが余り好きではないという回答をしています。また、自分が価値がある人間だと余り思っていない小学生が3割強、中学生も4割強となっています。全体に日本人の特徴と言われているように、自己肯定感が国全体で割と低いのかなと思っています。

・30ページで「子育てに関する心配ごとや悩みごと」を聞いています。一番多いのは子どもの教育費がどうなっていくのかというのが5歳児で27.7%、次いで「子どもの食事や栄養管理」が16.8%です。小学校5年生では、「子どもの進学や受験が心配」、「子どもの教育費」。中学生では、進学が1番になり、「子どもの教育費」となっています。「心配や悩みがない」という回答をした割合は、子どもの年齢が高くなるにつれて減少する傾向にあります。

・(2)「子どもの居場所」ということで、平日の夕方と夕方以降に、いられる場所があったら使ってみたいか、保護者と子どもに聞いています。①で「平日の放課後に夕方6時までいることができる場所」があったら使ってみたいか、使ってみたくないかということでお聞きしています。小学校5年生では、使ってみたいというお答えをされた方が43.5%、保護者は54.9%、中学生では36.4%、保護者は25.7%でした。家以外で6時以降、夜にいられる場所を使ってみたい、または興味があるという回答をされた方が、小学校5年生では21.7%、保護者が29.5%、中学生では35.5%、保護者が19.9%となっています。

・32ページでは、いわゆる子ども食堂ですとか、食事を一緒に食べる場所を使ってみたいか、使ってみたくないかということでお聞きしています。「使ってみたい」が、小学校5年生では41%、保護者は30.6%、中学生では31.3%、保護者が25.5%です。「静かに勉強が出来る場所」を使ってみたい、あるいは興味があると回答したのが、小学

校5年生では48.8%、保護者が59.7%、中学生では59.4%、保護者が58.1%になっています。

・最後に、33ページ、「地域の学習支援」です。「地域の人や大学生が、勉強を無料でみってくれる場所」を使ってみたいか、使ってみたくないかということでお聞きしています。「使ってみたい」が、小学校5年生ですと、子どもが41%ですが、保護者が77.1%、中学校2年生ですと47.7%、保護者が72.9%になっていて、学習支援についてはかなり高い割合でニーズがあることが見てとれます。

《質疑応答》

(渡辺委員)

・一番最後のページにヒアリング調査というものがありますが、先日までの会議でもこのような調査があるということは伺っていました。アンケートのほうでは、実際にアンケートに答えてくださった保護者やお子さんの声が反映されていると思うのですが、アンケートに取り組む人というのは、ある程度積極的な意思表示があって、きちんと答えを返そうという意思のある方々だと思われます。それ以外の何割かの人たちの中に、もしかしたら家庭に問題を抱えていたり、子育てに不安を抱えているケースがあるのではないかと考えていて、その他の部分については、逆にヒアリング調査のほうで見えてくるのかなと思っていました。こちらの調査に関しては、また後でスケジュールの話などもあるのかもしれないのですが、今回の報告とは別に内容をお聞きすることができるのかということと、もう少しどのようなことを聞いているのかについても伺いたいと思います。

(事務局)

・32団体のヒアリングを行いました。結果につきましては、個人情報に関するような中身もお聞きしていますので、そこはこういう形でいいかということ、まずヒアリングをさせていただいた方々に今お聞きしている状況です。中身については、その団体の方がどういう支援をされているのか、対象としているお子さんですとか、地域があれば地域とか、そういったことをまずお聞きして、その後に、特定のお子さんの状況についてお聞きしました。困難を抱えているお子さん、特に気になるお子さんはいらっしゃいますかということをお聞きしています。特定のお子さんに対して、そのお子さんがどういう背景を持っていて、そういう背景を持っているから、どういう困難を持っているのかというところをかなり細かく聞いています。そこもありまして、今、確認に少し時間がかかっているという状況です。そのほかに、特に長く支援をされている方、直近で支援をされている方でもそうですけれども、今まで活動してきた中で、対応が難しくなっていることとか、以前と今ではどういった変化があるかとか、新しい支援としてどういう支援が生まれてきているかということをお聞きしています。また、先ほどの個別の状況のお子さんについてもそうですが、子どもや保護者、特に保護者の方が多かったのですが、対応が困難だと思われるようなことはどういうことですかということをお聞きしています。その他、連携している支援団体、公的機関でしたら、民間のどういうところと横のつながりを持っているかをお聞きしています。最後に、子どもの貧困対策には、その団体として、その方個人としてどう

いう対策が必要だと考えていらっしゃるかということ、一応共通した項目としてお聞きしています。これにつきましては、今も申し上げましたけれども、かなり個人情報に関するところがありますので、わからないような形でご提示はさせていただきたいと考えています。

(渡辺委員)

・提示していただけるということですが、それがいつごろになりますか。

(事務局)

・資料3の右側「子どもと子育て家庭の生活実態調査の実施」というところを見ていただき、本日が「11月 調査結果速報」というところになり、報告書は2月にまとめる方向です。次回、2月の子ども・子育て会議で案として提示しますので、そこでは確実に報告できます。今、各団体さんにご確認をお願いしている状況で、確認がとれ次第、お送りできるかなとは思っていますが、報告書と同じぐらいの時期になってしまうかもしれません。

(原田委員)

・スケジュールに関しては、資料3を見る以上にご説明というのは今予定されているのでしょうか。

(事務局)

・スケジュールについては、「11月 調査結果速報」となっていて、先ほども申し上げたように、12月にアンケート調査の分析まではいっていませんが、データをきれいにしたもの、全体の単純集計等がきれいになったものを郵送またはメールで送る予定でいます。12月の時点で、こちら側として、こういうクロス分析をしたらいいのではないかという項目を一緒に出しますので、それ以外で、こういうクロスをしたらこういうことがわかるのではないかというご意見があれば、一緒に返していただいて、それをできるだけ調査結果報告に反映したいと考えています。それをいただいた後に、報告書ということで、最後にも申し上げますが、今のところ2月の中旬に次回子ども・子育て会議を予定していますので、その時点で、報告書案ということでご提示をさせていただいて、最終的には年度末に冊子になったものを刊行したいと考えています。

(原田委員)

・スケジュール表の左側に「現計画の実績に基づく計画策定」が「×」とあって、「利用希望把握調査の実施」と書いてあるのですが、これの簡単な説明と、それとの関係性、どのような位置づけになるのか。また、先ほどから12月にメールなり郵送というお話と、「11月 調査結果速報」というのは同じことなのか。「11月」となっていますが、そこが理解ができなかったので、ご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

・まず「11月 調査結果速報」というのは、今日のことになります。12月に送るのは、全ての設問についての単純集計の結果を送ることを考えています。

(事務局)

・来年度で子ども・子育て支援事業計画が終了になります。この次期計画、32年度以降

の計画を立てていかなければいけないのですが、いわゆるニーズ調査、利用希望把握調査を実施したいと考えています。これにつきましては、国のほうからも、できれば今年度中にやるようにという通知が来ています。これは予算がないものですから、12月補正予算で予算を取得しまして、来年度に入り、4月～5月あたりにその調査を実施したいと考えています。その実施した結果をもって第二期の藤沢市子ども・子育て支援事業計画を立てていくのですが、その計画ですとか、調査表をつくっていかなければいけないのですが、それに当たっては、今回実施した子どもと子育て家庭の生活実態調査の結果と並行してつくっていかなければいけないので、その時々結果になっていくかと思うのですが、その結果を反映して、計画にも盛り込んでいかなければいけないと思っていますし、それを踏まえた形での調査表をつくってこうと考えています。来年度は2本の計画を並行して策定していかなければなりません。皆様方にはまたご足労をかけるようなことになってしまうかと思うのですが、子ども・子育て支援事業計画と子どもの貧困対策実施計画がリンクとまでは言いませんけれども、それぞれを踏まえた形での計画を立てていきたいと考えています。

(渡辺委員)

・生活実態の調査ですとか、先ほど伺いましたヒアリングの結果のまとめをしていく中で、もう既に今の数値のほうにも出てきていると思うのですが、こういうところが課題である、こういうところをもっと強化していったほうがいいのか、こういう層の方にこういう支援が必要だという話が出てくると思われます。調査結果の報告というのは、あくまでも結果のまとめになると思うのですが、それを受けて課題を整理していくようなステップがどこかに入るのか。その結果を受けての流れについてお伺いしたい。それと、2つの調査と計画が少しずつずれて並行して動いていかれる中で、お互い重なる部分が出てくると思うのですが、それは何かすり合わせをしながらとか、また、今申し上げました見えてきた課題を入れ込んで検討していくのかなど、そのあたりについて、大まかなことで結構ですので、お願いします。

(事務局)

・子どもの貧困対策実施計画は平成31年度で、12月の素案まで全く抜けていますが、その12月までの期間で、今回の調査で見えてきた課題とか方向性を見ながら計画を立てていくような形になっていきます。ですので、今年度も大変タイトなスケジュールだったのですが、来年度も、4月当初から取りかかっていたいと考えていて、大変タイトな日程になっていくのかなと思っています。この2本の計画の関連ということですが、法定計画ですので、あくまでも子ども・子育て支援事業計画を上位計画として策定するような予定をしています。子ども・子育て支援事業計画自体は、妊娠期からいわゆる青年期までの間を網羅するような計画になっていきますが、その中に含まれる子どもの貧困対策については、別の計画ということで立てていきたいと考えています。今現在の子ども・子育て支援事業計画にも、実はいわゆる法定13事業以外のことも入っていて、法律ができるたびにいろいろな計画を立てているような状況になっていますので、いろいろな計画をどのよ

うに位置づけていくかということも含め、来年度2本の計画を立てていきたいと考えています。

(増田委員長)

・今後に向けて、市として基本的にどういう姿勢で、どのような方策をとろうとしているのかということをお委員の皆様方が理解をしないと、今回の調査結果、またこれから行います調査についてのご意見も、具体的なものが出にくいのではないかと思います。そこに至る前に、先ほどありましたご報告の内容について、何かご意見やご質問があれば、まずそれを確認したいと思います。特にこういう状態かということによろしいですか。では、先ほどの結果は、お答えくださったパーセンテージを高いと読み込むか、低いと思うかというのは、いろいろな判断があるかと思いますが、いずれにしても、全ての方のご意見を直接的に伺うことはできないわけでありまして。そういう中で、こうした調査にお答えくださった方たちの状況から、市全体の状況をどのように捉えるのか、また対応していくのかということが、この報告書の示し方によっても随分影響があるかと思っております。それでは、スケジュールも含めて、今後に向けてのことでどうぞご意見をおっしゃってください。

(都丸委員)

・このアンケートの提出のパーセンテージ等を見ても、5歳児の保護者のところが非常に多くなっています。これから社会で、より広い環境の中で育っていく我が子を思って、保護者としてみれば、暇に任せてというよりも、提出しておくべきだという感覚で出していると思います。そんな中で、このアンケートの目的では、将来的に子どもたちが育つ環境をよりよく整備していくためにというようなことが含まれていると思います。その提出した保護者あるいは小学生、中学生のそれぞれの思いを数字的なものから拾い上げるとは思いますが、それ以外の部分で、特に私の身近に5歳児の保護者がいますので、今後の我が子にも影響があることだからという意識の中で提出したということも含めて把握していただきたいと思っております。

(原田委員)

・先般も申し上げたのですが、来年度の「(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画策定」とありまして、貧困という言葉も、これ以降どういうふうに表示したらいいかということですが、実態調査に対して本当に力を入れて実施して、それ以降、調査に基づいて施策に展開している自治体を見ますと、貧困という言葉は使わない。子どもの権利に対して非常に積み上げてきた経過を持った自治体が、実際の施策において大変先進的だったり、優れたものを蓄積してきているというところを感じますので、仮称ということでも「貧困」という言葉が今後ずっと続くというよりは、子どもの権利という観点からこういった調査の結果を捉えていくことは1つのあり方なのかなということを意見として申し上げておきたいと思っております。

(増田委員長)

・今、原田委員がおっしゃいましたが、このことは説明するまでもないことかもしれませんが、平成28年に児童福祉法が改正されまして、長年にわたって第1条、第2条、子ど

もは守っていくというところから、子どもを権利の主体として捉える。その主体である全ての子どもが自分の思いを発揮できるという状況をつくり出していくことが、保護者、また行政においても必須のものであるという児童に関する権利条約の精神にのっとることが明確に打ち出されたわけです。それがこれまでの対応とは、基本的な姿勢として大きく変えなくてはいけないところだと思います。そういう意味で、前にも出ていたと思いますが、貧困という言葉を受けて受け入れることのできる人がいるだろうか。また、貧困ということがあることによって、さまざまな思いがそこに発生してしまうということは、誰が考えても明らかなことだと思います。そういう意味で、この会議としても、市の対応としても、そうした基本的な捉え方、原田委員のご意見にありましたようなことについて、どのようにお考えなのか、これはぜひ部長さんにお答えいただけますでしょうか。

(村井委員)

・おっしゃるとおりで、貧困といった場合に、定義をどうするのかというところがまずかかってきますので、仮称ということで貧困対策とはなっていますが、実際にこういった言葉を使わずに、代わりになるいい言葉、権利でももちろんそうでしょうし、例えば未来を応援するとか、どういう言葉が一番ふさわしいのか、皆さんのご意見を伺いながら、一番ぴったりするものをセレクトしていきたいと思いますので、ぜひご意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

(増田委員長)

・先ほど先駆的にといいますか、かなり積極的にやっている行政の話も出ましたが、藤沢市としてその基本的姿勢というものをお聞かせ願えれば。

(村井委員)

・参考にさせていただく条例等につきましては、例えば川崎とか、松本とか、幾つかお名前が挙がると思うのですが、子どもたち1人1人が未来を担っていくという思いで、子どもの権利を守っていく、大人として守っていかなくてはいけないというところは皆さんも同じ思いでいらっしゃるのかなと思いますので、そういった先駆的なところも参考にさせていただきながら、ぜひ施策を展開してまいりたいと思います。

(増田委員長)

・こうした市の姿勢をお聞きになった上で、各委員、どうぞお声をお出しいただきまして、何かご意見がございましたらお出しくだけさいませ。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。ほかの方のお声をぜひ頂戴したいと思います。いろいろとご協力いただきました学校関係のほうでもいかがでしょうか。もし何かございましたら。

(渡辺委員)

・貧困という言葉を使わないことと基本姿勢の確認はすごくよくわかりました。ありがとうございます。私もそれが気になっていまして、そもそも「貧困」という名前のついた事業計画が表に出るというのも、多分見る方も抵抗があるかなと気になっていました。アンケートであらわれているものは、進学のことですとか、食事のことですとか、物理的なこととか金銭的なことについての不安とか疑問というのは数値にあらわれやすいと思うので

すが、もう1つ、例えば虐待の項目を見ても10%、アンケートを出す意思のある層の方ですら、そのぐらいの割合のものが出ているということなので、育児に不安を抱えていたり、ちょっと虐待に走ってしまう危険性のあるご家庭というのは、恐らく潜在的にはもっとあるのかもしれないと思います。物理的なこと、金銭的なことだけではなく、根本的な育児に対する不安解消みたいな視点を入れながら検討を進めていったほうがいいのかなど思いましたので、それは今後の進め方の中でいろいろ決まってくることだとは思いますが、それをお伝えしたいと思いました。

(増田委員長)

・私も先ほど調査の結果を伺って、ご説明のときに、日本の特徴と言われている自己肯定感が低い。でも、これは大問題です。若者が特に中学生、小学生が自己肯定感を持ってない。この数値を見ても、かなり高い数値が出ているわけです。自分自身を価値のある人間だと思えない子どもが他者を大切にすることになったら、大切にすることがないわけです。本当に人間としての一番根幹をなすところです。これが今回の調査でもかなり明確に出されていると思います。また、過去にこれと同様の調査を、この計画を立てるときにもしているわけです。もちろんこれからの調査も比較をしたいと思います。今回の調査結果を単独に眺めるのではなくて、以前の同じような設問に対して、変化がないのか、あるいは中に大きく変化をしていることがあるのか、そのあたりもぜひ分析の視点として入れ込んでいただけるといいかなと思います。そのことによって、またこれから考えていくいろいろな施策にも生かされるのではないかと思います。

(竹村副委員長)

・原田委員や渡辺委員からもありましたが、アンケート調査で見られるクロス集計もしていくということですが、そういったことから醸し出される、いわゆるピックアップされてくる課題とか、今委員長が言いましたけど、とはいえ、子どもを取り巻く環境のことは、アンケート調査に限らずいろいろなことが言われているわけですから、そういったようなものもしっかりとピックアップをしていただく。それで、多分私を除くということになると思いますが、委員の皆さんは相当知識も豊富で、子どもたちの未来を考えたときに、これからどうしていくのかということ非常に一生懸命考えていただけているので、しっかりと課題のピックアップを提出していただきたい。スケジュール的に言うと、31年度の「調査結果速報」が出たころと、四角で囲んでいる「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定」、言葉があれですけども、「(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画策定」、この四角に囲われているときに、その課題が委員の皆さんにもしっかりと提供されて、素案なら素案として市の考え方をしっかりと提案していただいて、議論をしていただくということ、ひとつスケジュール的には確認をさせていただきたい。部会にご指名をされる方がこれからいらっしゃるようですが、その委員さんたちはかなりハードなスケジュールだと思いますけれども、その上で、全体でご意見をいただくときの課題が明確になっていることと、そのことによって、将来的にこの計画の中でどのような施策を実施していかなければいけないのかというのを、はっきりとわかりやすく提案していただ

いて、議論がススッと進むようにしていただければなというのが私の意見です。

(長谷川委員)

・調査結果の中で、先ほどご指摘があったように、「子どもが生まれてからの困難な経験」というところでは、私も数字を見てびっくりしているところがあります。アンケートの回収率の割に、ここに出てきている数字が高いなというのは、正直ちょっと驚いているところです。ヒアリングのときにもこちらからお伝えをさせていただいたところですが、支援を必要としている方々が、なかなか大変な状況に陥っているときに、そういった支援にたどり着くところまでのパワーや時間といったものがない状況があります。結局、行政側なり、民間の方も含めて、いろいろなサービスなり、資源なり、制度を整えても、そこにたどり着かないで、大変な状況のまま生活をされている方が、児童相談所側から見ると、相当数いるという実感があります。児童相談所の場合は、それでも今、虐待の通告という形で、関係機関や近隣の方からご連絡をいただければ、こちらから出向いて、訪問をして、調査をして、お話を聞いてという形で、誤解のない言い方で言いますと、相手が望まなくても、こちら側から1歩、2歩踏み出した形で、何かしらの支援のニーズを相手に気づいてもらうような働きかけをしていくということを日常的にやっているところです。そういった虐待にかかわらず、虐待に至る前の支援を必要としている状況のところ、虐待の未然予防ということになるかと思うのですが、その部分を子育て支援のところではぜひターゲットにして、何かしらアウトリーチできるようなアプローチの方法ですとか、また、それをするには、恐らく虐待対策でやっているような、要対協のような、個人情報や、関係機関、関係者がしっかりと共有できるような仕組みが必要になってくると思います。今現在も要支援だったり、特定の妊婦というか、支援を必要とする方の段階でも、それは制度上できるようなことがありますので、その辺を活用していただいて、子育て支援ということも、藤沢らしい、より1歩、2歩踏み込んだ形を、ぜひ計画に盛り込んでいただけたらと思います。

(3) 第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画について

(事務局)

・資料3、毎年本会議において調査審議していただいている藤沢市子ども・子育て支援事業計画が、平成31年度をもって終了することから、新たな第二期の計画を策定する必要があり、新たな第二期計画を策定するに当たっては、利用希望把握調査を今年度中に実施しなければなりません。利用希望把握調査は、現行計画を策定したときにも、平成25年度にニーズ調査という形で行っていて、未就学児世帯と小学校1年生から4年生、当時の対象者ですけれども、それぞれ6000世帯に向けて、教育・保育ですとか、放課後児童クラブやファミリーサポートセンターなどの事業について、どういったご利用の実態があるのか、また、今後どういう形でそのような事業を利用されたいかというご希望を伺う調査になっています。今年度当初、第二期計画を策定するに当たっては、現行計画の実績に基づいて、第二期計画を策定するようという指示がありましたが、途中で国の指示が変

わり、現行計画に基づく実績ではなくて、現行計画のときと同じ調査を別途実施しなさいということで、そのスケジュールを記載しています。生活実態調査や、(仮称) 貧困対策実施計画とかかわりを持った形での利用希望把握調査の実施、第二期計画の策定にはなるのですが、まずこの調査を実施して、第二期計画の策定に当たっては、これも割とタイトなスケジュールで具体的に着手していかなければいけませんので、本日この場においては、利用希望把握調査の実施と第二期計画の策定を含めた新たな部会の設置について、この場をもって事務局提案させていただきたいというのが1つ目のお話になります。まずこの件についてお諮りをいただけますでしょうか。

(増田委員長)

・今、事務局からお話でしたが、事務局から具体的に新たな会議の提案もここでさせていただいてよろしいでしょうか。――では、お願いいたします。

(事務局)

・事務局から改めて部会の設置と部会員の方についてご提案をさせていただきたいと思います。資料5、今年度の当初に生活実態調査を進めるときに、部会を設置するに当たって皆さんにご確認をいただいた要領「藤沢市子ども・子育て会議における部会の設置及び運営に関する要領(案)」です。2枚目、今回ご提案させていただく部会は、別表2番「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討部会」ということで、「等」の部分に利用希望把握調査の実施についても含めるという形で名称を設定しています。所掌事項としては、(1)「利用希望把握調査に係る意見提案」、(2)「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る意見提案」という形で部会の設置をお願いしたいと思います。3ページ、藤沢市子ども・子育て会議委員の名簿になります。一番右側に「第二期計画部会」と記載していて、今回この第二期計画部会の部会員になっていただきたい方のお名前をお呼びします。梶ヶ谷委員、榊居委員、齊藤委員、増田委員、渡辺委員の計5名の方に、今回この第二期計画部会について一緒にご審議のほどお願いしたいと思います。部会の設置と部会員については、以上のように事務局提案をさせていただきたいと思います。

(増田委員長)

・今、事務局からご提案がありました件につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。また、マルのついた委員の方々、お願いをできますでしょうか。――では、皆様方のご賛同をいただいたということで、新しい組織のもとに、今日いろいろとご意見もありましたが、そうしたことも大切にしながら進めていくこととさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(事務局)

・資料4、国の子ども・子育て会議でも第二期の市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係るものとして提示されたものです。新たな部会の設置についてご承認いただいたところですので、年明けに新しい部会の第1回目を開催するときには、細かい資料はその場で提示したいと思います。調査票のイメージを添付していますが、これはあくまで国のほうが提示しているイメージになりますので、基本的にはこの調査票をもとに、藤沢市として、

ここはもう少し踏み込んで聞いたほうがいいよねというものを、部会の中でもんでいただいて、調査票を確定するというイメージになります。ただ、この調査票自体、23ページほどある、割とボリュームミーなものですので、ここから藤沢市独自の設問を加味した上で、といいながらページ数については削減する方向で調査票を作成していきたいと今の時点で考えています。

《質疑応答》

(榊居委員)

・ 今度の第二期計画の策定に当たって、我々を取り巻く状況が大きく変わるところがありまして、それは教育・保育施設の無償化の問題であります。そのことについては皆さんと情報を共有しておきたいと思うので、一言だけ話させていただきます。無償化の中で、保護者に一律に負担がかからなくなるのはよいことではあるのですが、例えば藤沢のように、小児医療費を無償化していたり、いろいろなところで制度が整っているところほど、結局、負担については、経済的に豊かな家庭のほうがメリットが大きいというところは否めないと思います。先ほどの貧困の話とリンクしているのですが、あれを見ても、学びたいという意欲を育てられるような計画にしていかなければいけないと思いますが、消費税増税等に伴って、いろいろな教育にかかる費用が値上げになるようなことも報道されていたりしますので、我々保育施設も心引き締めてやらなければいけないと思うのですが、今、無償化のところで非常に問題になっているのが食材費です。このことについても委員の方にもお話をさせていただきたいと思います。ご存じのとおり、幼稚園に通っている部分で3歳以上の方、3歳未満のお子さんの方で、1号、2号、3号という認定がありますが、それによって食材の補助金の割合が変わっています。一番小さなお子さんについては、主食と副食と両方負担があるのですが、3歳以上については副食だけという形になっています。これが1号認定、幼稚園等に通っているお子さんにそろえて、食材費については、今、無償の対象外という方向になっているようです。そうなりますと、せっかく無償化ということで子育ての負担の軽減としていながら、負担がふえる家庭が出てくることがあってはいけないと思いますので、そういったことも含めて検討をしていただきたいと思います。小学校の給食費などでも、支払いや滞納をめぐるトラブルは非常に多くて、そういうのを無償化していく動きもあると聞いています。同じようなことが、低年齢化して、現場を混乱させるようなことがないような形にさせていただきたい。ここの計画だけで済む話ではないのかもしれませんが、私のほうではそういうことを願っています。もう1つは、これから保育にしても、子育て支援にしても、我々民間と一緒に、公立保育園の役割は非常に高まっていくと私は思っているのですが、無償化によって、市負担分の中で、利用者負担分が、今、全て市に追っかぶさってくるような状況になっています。そうすると、公立保育園が全体的には非常に活動が厳しくなっていくと思われるのですが、ここから先、基幹保育所、また我々、人手の問題とか、いろいろな問題のところ、公立保育園がきちんと一定数あって、公的な保育を支えているという役割は欠かせないと私は思っています。ですので、新しい制度になっても、公立保育園の充実は、民間保育園とかほかの施設と同

様に考えていただければと思っています。

(増田委員長)

・今、柘居委員がかなり具体的にお話しいただきましたけれども、無償化によって、その結果、どのような動きが出るか、予測でき得ない部分がかなりあるかと思います。先ほどもお話ししましたがけれども、器はあっても、そのことを担う保育士不足といった実態もある。そういう中で、無償化で、まず量的にどういう変化が起きるのか。また、量とともに、当然のことながら質の確保ということがあるわけです。そういったことを考えましたときに、先を描くことがなかなか難しい要素がいろいろあるかと思いますけれども、このことは、また市のほうのいろいろなお考えを固めていただきつつ、ここでの役割もあるかなと思います。そこの場に行くか行かないか、属するか属さないかだけではなくて、子どもを育てることへの保護者の意識、また、それにかかわる地域の方々の意識の変容も当然あるかと思いますので、多面的な検討が必要かと思います。

(石川委員)

・先ほどの貧困対策実施計画のところで、ちょうど先日、相模原で子どもの権利条約についての虐待を防止するための憲章をつくっているというお話をお聞きしてきたのですが、そういう他市の条例ですとか事例を参考にされるというお話でしたけど、そういう計画というのはもうあるのでしょうか。

(事務局)

・今回立てるのは貧困対策実施計画になっていきますので、突き詰めていくと、権利になっていくのかなと思っています。相模原さんはちょっとわからないのですが、ほかの川崎さんですとか、松本さんの条例を拝見しますと、もっと大きい、本当にユニセフの子どもの権利憲章をもとにしたような条例になっています。今回こちらで立てようと思っているのは、実施計画になりますので、具体的な事業で数値目標を立てようと思っています。数値目標を持って進めていこうということですので、理念的なところについて踏み込めるかどうかというところもありますけれども、今のところ考えているのは実施計画になりまして、具体的な事業の数値目標を持った計画を立てる予定でいます。

3 その他

(1) 保育士確保に向けた取組について

(事務局)

・先ほど利用定員の減少の部分でも、保育士の配置が少し話題にはなっていましたが、現在、全国的に保育士不足が課題となっている中、本市においても、特に今年度、保育士不足が顕著となっていて、保育士確保が急務となっています。予算を伴う施策については、来年度の予算確保に向け、さまざまな角度から検討を行っているところですが、保育士確保に向けたその他の取組として、現在対応していること、あるいは今年度既に実施した内容について、簡単に報告します。資料6、1「保育士の子どもの優先入所について」、現場にとにかく保育士の方がいないとお子様も預かれないということで、保育士が自分の子ど

もを認可保育所に預けて復職、また就職する場合に、円滑な復職、就職ができるような支援策として、本市の場合については、平成29年4月の入所審査から、保育所の入所選考基準において、保育士等の加点を設けていますが、平成31年4月、来年度の入所に向けて、この加点内容の充実を図ります。「市内の認可保育施設又は幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭として就労(内定も含む)」とありますが、その場合には、従来2点であった加点を、今回6点まで上げます。このことにより、ほとんどの保育士の方が就職ないし復職できるのではないかと捉えています。

・2「潜在保育士の復職支援について」、保育士の就職や復職に関して、毎年、県と合同で相談会を実施しているのですが、今年度の取組としては、日程を日曜日に開催しました。また、従来、市民会館等で行っていた相談会を、今年度は新庁舎もできたということで、このフロア3階の部分を使って行いました。昨年度よりも来場者が増えたといっても4人程度ですから、そんなに大きな増加ではないのですが、ここの雰囲気もあってか、お1人お1人が、それぞれの出展されている法人さんのブースで、いろいろな相談ができたというふうにこちらでは捉えています。その中でも、相談コーナーを設けさせていただいたのですが、今年度、特に私どもが新たな取組として行っていますが、保育士資格を持ってはいるものの、退職してからしばらく空白がある、あるいは資格は取ったけれども、保育所の現場で働いたことが全くないというような方が、民間保育所等の就職を考えられている場合に、少しでも経験なり、慣れていただくことを目的に、公立保育所において、保育実習の場を提供していくという取組を今回設けました。この相談会の中でも、3名ほどご相談を受けまして、現在申し込み件数としては6件、そのうち既に1件の方がほとんど就労になるかと思えます。先ほど公立保育所の役割というようなご意見も頂戴しましたが、公立保育所がこういったことを担う中で、民間保育園のほうへ潜在保育士が1人でも多く円滑に就職ができるようになればいいと考えています。

・3「設置運営法人が行う『求人活動』に対する支援について」、新卒者の円滑な採用に向けて、最近、県内の保育士の養成校のほうへ藤沢市の法人が求人の調査票を持っていっても、新卒の保育士の確保になかなかつながらないということをたくさん聞いています。今年度は新たに法人が合同で県外の養成校のほうに行く機会を設けました。その際に行政も同行して、ぜひ藤沢に来てくださいというような側面的な支援というか、そういった形で行政側のほうも支援することで、より学校のほうに安心感を与えるといいますか、そういった目的で、今回、10月5日に実施しました。訪問先としては、日帰りということもありましたので、近場の静岡県の沼津のビジネス専門学校と常葉大学のほうに行きました。次年度に向けてはもう少し遠方に時間をかけて行けたらいいなと考えています。

《質疑応答》

(東委員)

・この説明会というのは広報で皆さんに知らせるという形でしたでしょうか。私、広報で見たような気もするのです。ただ、うちのつどいの広場に来る方でも、資格は持っているけど…みたいな方は意外と結構いらっしゃるのです。なのに、これは人数がちょっと少な

いなと思って、もう少し広報を徹底すれば、もう少し人数も集まったり、就職を考えている人も何かのきっかけにはなるのではないかと、ふと思いました。

(事務局)

そのとおりで、毎回開催するのですけれども、参加者のほうが余り芳しくないといえますか。周知方法としては、広報、ホームページ等にも載せていました。あと、かながわ保育士・保育所支援センターに登録されている潜在保育士の方には、県が直接ダイレクトメール等を送り、こういったものを周知しています。しかしながら、相談会に来ると、すぐに就職しなければいけないのではないかとのご不安もあるのかもしれないのですが、そういったこともあって、人数が芳しくないということもあります。周知方法ですとか、実施日、回数等につきましても、次回いろいろ検討して、効率的な相談会にしていきたいと考えています。

(柘居委員)

・毎度同じようなことを言うようで申し訳ないのですが、保育士確保に向けた取組については、いかに集めてくるかということは当然大切なことですが、いかに辞やめさせないかということのほうが私はよっぽど大事だと思います。ですので、労働環境の改善にどうやって取り組むのかということにちゃんと取組んで、アピールしていただきたい。それは今もやっていると思いますし、一生懸命やっていらっしゃるのわかるのですが、保育士資格を持っていて、子どもと触れ合いたいという方はたくさんいるとは思いますが、その中で、今の8時間なら8時間を全部子どもに充てなければいけない。自分の書き物の時間もない。話し合いの時間もない。そういう中で保育士という仕事をしていかなければいけない。そのところこそ一番取組まなければいけないことなので、天につば的なところがありますけれども、まずは市としてもそういったところを認識して、今後でも取り組んでいただきたいと思います。

(増田委員長)

・これは本当に深刻なる課題だと思います。前にもお話ししたかもしれませんが、全国的に見ましても、特に直近のところでも、例えば地方の養成校に行きましても、その人たちが藤沢市で保育士としてやっていくためには、まず家の問題があるのです。東京のある区などでは、そういう費用としてかなりの額が出され、そこへ行こうとなる。例えば遠い沖縄なども、ほとんど沖縄にいないで、こちらへ出てくるわけです。それはどうして出てこられるかといったら、やはり自立した生活ができるということです。今、柘居委員がおっしゃったように、急激に具体的なアップをするというのは課題がいろいろあるかと思いますが、そうした就労環境の改善は、就労期間を長くすると同時に、やってみようかなという新しい人材を確保することの両方に機能するのだらうと思います。いろいろな課題があるかと思いますが、まずは人材確保のために、藤沢市がある程度思い切った判断をしなければ、効果を出すことはかなり難しいのではないかと思います。今日報告いただいたようなことも、とても大事なこういう積み上げの中でなされていくとは思いますが、実際に就職に結びつけるためには、藤沢に行ってみたい、藤沢でやってみたいと思うようなことを、

ぜひ今後も検討していただけたらいいなと私も思います。

(神尾委員)

・感想でお話しさせていただきます。今、保育士確保に向けた取組について、ああ、いいなと思って聞いていました。実は学校現場の話をしますと、保育士だけではなくて、教員も足りないのです。今、本当に現場が困っています。急に具合が悪くなったり、けがをなさったりしてお休みされる教員とか、今ちょうど子育て世代の教員が多くて、産休に入られる教員もととても多いのですが、代替の臨時の任用教員とか、非常勤の任用の方が全くいない。これは県下、藤沢市だけではないのですけれども、実は大変厳しい状況です。今、教員は免許更新制度がありまして、免許を失効してしまっている方たちもいる中で、どうやって新たに人材を確保していくか。国も今、臨時免許を発行するとか、そんなことも検討しているという話を聞きますので、人手不足というのは保育園、幼稚園に限らないのだと思っています。学校現場も大変困っている現状がありますので、ちょっとお知らせをしておこうと思いました。こういった潜在保育士の復職支援ということは、学校現場のほうも参考にさせていただければありがたいなと思いました。

(増田委員長)

・まさに対象としているところは就学前だけではなくて、小学校、中学校ですので、この辺もぜひ積極的に検討していただければと思います。

(2) 病児保育の検討状況について

(事務局)

・藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業として、藤が岡2丁目地区に所在する旧藤が岡職員住宅及び旧市民病院看護師寮解体と藤が岡保育園の建て替えを併せて、保育園周辺を賃借している施設や不足している行政サービス機能を含めた複合施設として整備を進めているところです。PFI 事業として進めていて、事業敷地内に民間事業者が保有・運営する民間収益施設を誘致し、公共施設の補完と相乗効果によって、施設の魅力アップを図るものとして、昨年8月にプロポーザル方式により事業者選定をしました。敷地内に設置する民間収益施設へ小児科クリニックを誘致して子育て支援に資する提案を行った事業者が最優秀提案者として選定されたことから、現在当市において実施に至っていない病児保育事業について、藤が岡保育園と入居する小児科クリニックとの公民連携による実施ができないか、選定された事業者と協議を進めてきました。これまで協議を進めてきた内容については、資料7のとおりです。

《質疑応答》 なし

(3) 条例改正について

(事務局)

・本会議については、藤沢市子ども・子育て会議条例を制定していて、会議の役割としては、子ども・子育て支援法第77条に基づく内容が位置づけられていますが、来年度以降、

(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画を策定し、計画を審議していただくにあたり、このことを盛り込み、妊娠期から青年期までに至る子ども・子育ての施策に関する審議をしていただきたいことを含め、条例を改正していきたいと考えています。また、現在の子ども・子育て支援事業計画が、主として未就学児を対象としているため、それに応じた委員構成となっていますが、今後は(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画においてニート・引きこもり等が含まれることも想定されますので、青年期までを対象とする委員構成へ変更することも、条例改正していきたいと考えています。年明け2月議会定例会において条例改正を提案、8月の改選期に合わせて委員変更していく予定でいます。

(4) その他について

(事務局)

・第1回全体会において報告しました「藤沢市立浜見保育園アスベスト事案」に関して、これまでの進捗状況を報告します。昭和47年に開所した浜見保育園の天井の一部にアスベスト含有材の吹き付け材による仕上げがなされていたことから、平成19年に完全除去されるまでの間、アスベストの飛散による健康被害の疑いが生じているものです。今年5月に藤沢市石綿関連疾患対策委員会より最終報告書の提出を受け、それを基に、アスベスト関連疾患の発症に係る補償等に関する考え方について、子ども文教常任委員会において報告してきました。また、対策委員会や保護者への説明会を開催、当市の考え方を示し、頂戴したご意見等に基づき、浜見保育園園児アスベスト健康被害対策の制度を構築しました。具体的には内容を要綱にまとめましたので、12月子ども文教常任委員会において報告し、検診や見舞金に係る予算については、12月補正予算委員会においてご審議いただく予定です。

(事務局)

・次回、第4回全体会については、年明け2月5日(火)午前中に開催したいと考えています。詳細については、本日の会議録の確認を依頼するときにあわせて、書面にてご案内します。部会の開催については、部会委員に対してメールでお知らせします。

以 上